

栽培／飼養管理が困難な品目群の検査対象品目及びその対象自治体

		青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	埼玉県	東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	静岡県
基準値超 の品目	野生のきのこ・山菜類等	□	●	□	●	●	●	●	□	●	□	●	□	□	●	●	●	●
	野生鳥獣の肉類	□	●	□	●	●	●	●	●	●	□	□	□	□	□	□	●	□
基準値の 1/2～基準 値の品目	野生のきのこ・山菜類等	□	□	●	●	□	●	□	●	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	海産魚種	—	□	—	□	—	□	—	×	×	●	×	—	—	—	×	×	—
	内水面魚種	—	●	—	●	—	●	□	●	●	●	—	—	—	—	—	—	—

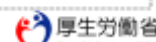
原木きのご類の検査対象品目及びその対象自治体

	青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	埼玉県	東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	静岡県
原木きのご類	▲	●	▲	●	▲	●	●	●	●	●	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲

直近1年間（平成29年4月1日から平成30年2月28日まで）の結果に基づき分類

- ：基準値（水産物においては基準値の1/2）超過が検出されたもの。
- ：基準値の1/2の超過が検出されたもの（基準値超過が検出されたものを除く）。
- ：対象品目の管理の困難性（野生のきのこ・山菜類等）、移動性（野生鳥獣の肉類）、出荷制限の設定状況（海産魚種）を考慮し検査が必要なもの。
- ▲：生産資材への放射性物質の影響の状況から、栽培管理及びモニタリング検査が必要なもの。
- ：直近1年間の検査結果等に基づいた場合、当該自治体において検査対象として区分されないもの。
- ×：該当なし。

厚生労働省ウェブサイト「食品中の放射性物質への対応」より作成



平成28年度には、東京電力福島第一原子力発電所事故から5年以上が経過し、放射性物質の濃度が全体として低下傾向にあり、基準値を超える品目が限定的となっていることを踏まえ、栽培／飼養管理が可能な品目群を中心に、検査の合理化及び効率化がなされました。

その後、平成29年4月以降の約1年間の検査結果が集積されたこと等を踏まえ、検査対象自治体、検査対象品目、出荷制限の解除の考え方等の見直しを行い、平成30年度現在では、図のような検査対象となっています。

栽培／飼養管理が困難な品目群は、管理の困難性等を考慮し、検査を継続する必要がある自治体を、検査対象品目ごとに定めています。

原木きのご類は、生産資材への放射性物質の影響を考慮し、検査を継続する必要がある自治体を定めています。

本資料への収録日：平成30年2月28日

改訂日：平成31年3月31日